

新						旧					
別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)						別表第1 (第2条、第3条、第8条関係)					
メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率	メニュー	事業実施主体	事業種目	補助対象経費		補助率
			区分	採択基準					区分	採択基準	
01 供給力・体質強化	1 間伐材生産	県が作成する供給力・体質強化計画に明記された「原木供給計画計画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」	県が作成する体質強化計画に明記された「原木供給計画計画事業実施主体」のうち、市町村、森林整備法人等及び知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）	間伐材の生産	「略」	「略」	「略」
			関連条件整備活動等	「略」	「略」	「略」		対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	森林施業に着手する上で、直接必要となるもの	定額 17,500円/ha以内	
2 路網の整備	県が作成する供給力・体質強化計画に明記された「原木供給計画」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	作設 土工 路盤工 擁壁工（ふとんかご工） 法面保護工（種子吹付工） 排水施設工（横断排水工） ・洗越工） その他（その他）	1 車道幅員、路肩、曲線半径、縦断勾配及び路盤について、原則として、知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものである。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合や、早期着手を可能とする観点から事業主体が自ら工事を実施する場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	高知県林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会の審査の結果仕付けられた傾斜区分（15度未満：傾斜区分A、15度以上25度未満：傾斜区分B、25度以上：傾斜区分C）に応じて以下の補助率とする。 傾斜区分A 定額 32,000円/m以内 (千円未満切捨て) 傾斜区分B 定額 35,000円/m以内 (千円未満切捨て) 傾斜区分C 定額 38,000円/m以内 (千円未満切捨て)	2 路網の整備	県が作成する体質強化計画に明記された「原木供給計画」に資する路網整備を行う者のうち、市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道（規格相当）整備	作設 土工 路盤工 擁壁工（ふとんかご工） 法面保護工（種子吹付工） 排水施設工（横断排水工） ・洗越工） その他（その他）	1 車道幅員、路肩、曲線半径、縦断勾配及び路盤について、原則として、知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たしたものである。この場合において設計及び積算は、森林整備保全事業設計積算要領等によるものとする。 2 本体工事は、設計と分離して建設事業者（建設業法（昭和24年法律第100号）の許可を受けた建設業者をいう。）に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない等の例外的な場合や、早期着手を可能とする観点から事業主体が自ら工事を実施する場合を除く。 3 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	高知県林業専用道（規格相当）及び森林作業道設計・技術審査会の審査の結果仕付けられた傾斜区分（15度未満：傾斜区分A、15度以上25度未満：傾斜区分B、25度以上：傾斜区分C）に応じて以下の補助率とする。 傾斜区分A ①定額 23,000円/m以内 傾斜区分B ①定額（開設単価×0.9が25,000円/m以内の場合） 25,000円以内 ②90%以内（開設単価×0.9が25,000円/mを超える場合） ①の25,000円/m以内にて7,000円/m 以内を加えた額 (千円未満切捨て) 傾斜区分C ①定額（開設単価×0.9が27,000円/m以内の場合） 27,000円以内 ②90%以内（開設単価×0.9が27,000円/mを超える場合） ①の27,000円/m以内にて5,000円/m 以内を加えた額 (千円未満切捨て)
			補強 路体強化 法面強化 排水施設工 調査設計 現場技術業務委託費 その他	現場技術業務委託費 その他	現場技術業務委託費 その他						
			関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。		関連条件整備	対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等（林業専用道（規格相当）整備と一体的に実施）	林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となるもの。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	作設 土工 擁壁工（ふとんかご工） （丸太積土留工） 排水施設工（横断排水工） ・洗越工） その他（その他） 補強 その他	1 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものである。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	定額 作業道開設総延長に対し1メートル当たり2,000円を上限とする。 別表第3付表に規定する上限建設費の範囲内で、必要があると認められるものであること		森林作業道整備	作設 土工 擁壁工（ふとんかご工） （丸太積土留工） 排水施設工（横断排水工） ・洗越工） その他（その他） 補強 その他	1 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものである。 2 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	定額 作業道開設総延長に対し1メートル当たり2,000円を上限とする。 別表第3付表に規定する上限建設費の範囲内で、必要があると認められるものであること

新					旧							
			関連条件整備 対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等(森林作業道整備と一体的に実施)	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				関連条件整備 対象森林の調査及び森林所有者の同意の取付け等(森林作業道整備と一体的に実施)	森林作業道整備に着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	
3	造林	人工造林	地植え、植栽及び苗木運搬	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	定額単価528,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費(千円未満切捨て)を加算した額以内。	3	造林	人工造林	地植え、植栽及び苗木運搬	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	定額単価526,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費(千円未満切捨て)を加算した額以内。	
			下刈り	下刈り	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。				下刈り	下刈り	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	定額単価75,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費(千円未満切捨て)を加算した額以内。
			関連条件整備 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	人工造林又は下刈りに着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				関連条件整備 対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	人工造林又は下刈りに着手する上で、直接必要となるもの	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	
			森林作業道整備	1 人工造林又は下刈りと一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとす。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				森林作業道整備	1 人工造林又は下刈りと一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとす。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	
			鳥獣被害対策防止施設等の整備	人工造林又は下刈りと一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。				鳥獣被害対策防止施設等の整備	人工造林又は下刈りと一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	本表の「01 体質強化」、「2 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	

新					旧						
02 モデル事業	1 路網の整備	林業成長産業化地域として選定された地域において、林業成長産業化地域構想に参画する事業者のうち、市町村、森林組合、生態森林組合、森林組合連合会、森林整備法人等、森林経営計画の認定を受けた者及び特定間伐等促進計画に実施主体として定められた者その他都道府県知事が認めるもの。	林業専用道(規格相当)整備	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。		
			関連条件整備	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。		
			森林作業道整備	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。		
			関連条件整備	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、 「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。		
03 成長産業化	1 間伐材生産	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去(侵入竹を含む。)不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)支障木、あばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他附帯施設整備	1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 供給力・体質強化」、 「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	間伐材の生産	人工林で行う不用木の除去(侵入竹を含む。)不良木の淘汰(育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の生長促進等を図ることをいう。)支障木、あばれ木等の伐倒造材、集材、搬出集積、積込、原木仕分け費、その他附帯施設整備	1 森林法(昭和26年法律第249号)第11条に規定する森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合は、当該計画に基づいて行うこと。 2 森林経営計画が作成されていない森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前又は事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 1施行地は、0.1ha以上とする。なお、1施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 4 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化」、 「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。

新						旧					
関係条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 産给力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 産给力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	関係条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	関係条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。
関係条件整備活動等	森林作業道整備	本表の「01 産给力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 産给力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	関係条件整備活動等	森林作業道整備	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。ただし、知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	関係条件整備活動等	鳥獣被害対策防止施設等の整備	本表の「01 産给力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関係条件整備活動等」に準ずる。	別途高知県造林事業で定める1ha当たり又は10m当たりの標準単価（間接費含む。）の2分の1（千円未満切捨て）により算出した額以内。
2 資源高度利用型施策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	一貫作業	人工林で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）・地帯え、植栽及び苗木運搬	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合（当該届出を要しない場合を含む。）には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 4 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種（経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。）とする。 7 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	定額単価664,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費（千円未満切捨て）を加算した額以内	2 資源高度利用型施策	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	一貫作業	人工林で行う末木枝条の集材（主伐時に全木又は全幹による集材が行われるものに限る。）・地帯え、植栽及び苗木運搬	1 森林経営計画対象森林において本事業を実施する場合には当該計画に基づき、森林法第10条の8に規定する伐採及び伐採後の造林の届出をして本事業を実施する場合（当該届出を要しない場合を含む。）には当該届出に基づき、それぞれ再造林を行うこと。 2 森林経営計画対象森林以外の森林で本事業を実施しようとする場合は、事業実施前または事業実施後において、当該森林を森林経営計画の対象森林とするよう努めること。 3 集材と植栽の両方を実施した場合のみ支援対象とし、原則、集材と植栽の実施年度が同年度であること。 4 1 施行地は、0.1ha以上とする。なお、1 施行地とは、原則として接続する区域とし、事業実施主体が本事業を申請する際の最低単位とすることができる。 5 過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による間伐等を実施していないこと。 6 植栽する樹種は、森林環境保全整備事業実施要領第1の1及び2において対象としている樹種（経常的に製材品等として流通することが期待できないものを除く。）とする。 7 知事が別に定める生産基盤強化区域内で実施すること。	定額単価664,000円/haに、「高知県造林事業査定要領」に基づき算定した間接費（千円未満切捨て）を加算した額以内

新						
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	1 一貫作業と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとす。	1 一貫作業と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			鳥獣被害対策防止施設等の整備	一貫作業と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等		本表の「03 成長産業化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
3	路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	1 知事が別に定める生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐等が計画されていること。 2 林業専用道(規格相当) ア 知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業者の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 供給力・体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
0.4	先進的造林技術推進事業	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2 「略」

旧						
			関連条件整備活動等	対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「間伐材の生産」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	1 一貫作業と一体的に実施するもの 2 知事が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たしたものとす。	1 一貫作業と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			鳥獣被害対策防止施設等の整備	一貫作業と一体的に実施する鳥獣害防止ネット等		本表の「03 成長産業化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
3	路網の整備	市町村、森林整備法人等及び選定経営体。	林業専用道(規格相当)整備	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。	1 知事が別に定める生産基盤強化区域において行われるものであり、かつ、選定経営体による間伐等が計画されていること。 2 林業専用道(規格相当) ア 知事が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすことが難しい場合には、知事に協議すること。 イ 建設事業者の参入機会を設ける観点から、本体工事については外部に発注すること。ただし、建設事業者との共同事業として実施する等外部に発注することができない場合、外部に発注しないことにより事業執行の迅速化及び効率化に大きな効果が見込まれる場合等の例外的な場合を除く。	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「林業専用道(規格相当)整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
			森林作業道整備	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「森林作業道整備」に準ずる。
			関連条件整備	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「2 路網の整備」の「関連条件整備」に準ずる。	本表の「01 体質強化」、「1 間伐材生産」の「関連条件整備活動等」に準ずる。
0.4	先進的造林技術推進事業	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」

※表中補助対象経費の区分欄の「その他」とは、補助事業に必要な施設のうち、知事が特に認めるものをいう。

別表第2 「略」

新

別表第3(第5条関係)

施設等		転用制限基準	
		転用制限期間	交付金返還範囲内容
01 供給力・体質強化	「略」	「略」	「略」
02 モデル事業	1 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
03 成長産業化	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	2 資源高度利用型	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	3 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
04 先進的造林技術推進事業	1 実証的造林	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「3 造林」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「3 造林」の2に準ずる。
	2 リモートセンシング技術活用実証	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 供給力・体質強化」の「3 造林」の1に準ずる。
			本表の「01 供給力・体質強化」の「3 造林」の2に準ずる。

旧

別表第3(第5条関係)

施設等		転用制限基準	
		転用制限期間	交付金返還範囲内容
01 体質強化	「略」	「略」	「略」
02 モデル事業	1 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
03 成長産業化	1 間伐材生産	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	2 資源高度利用型	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「1 間伐材生産」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「1 間伐材生産」の2に準ずる。
	3 路網の整備	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「2 路網の整備」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「2 路網の整備」の2に準ずる。
04 先進的造林技術推進事業	1 実証的造林	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「3 造林」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「3 造林」の2に準ずる。
	2 リモートセンシング技術活用実証	本事業の完了年度の翌年度から起算して5年	本表の「01 体質強化」の「3 造林」の1に準ずる。
			本表の「01 体質強化」の「3 造林」の2に準ずる。

新

旧

付表

上限事業費	<p><u>0.1</u> 「削除」</p> <p><u>0.1</u> モデル事業</p> <p>1 路網の整備</p> <p>路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額</p> <p>(ア) 林業専用道 (規格相当)</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり50,000円</p> <p>(イ) 森林作業道</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円</p> <p><u>0.2</u> 成長産業化</p> <p>1 路網の整備</p> <p>路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額</p> <p>(ア) 林業専用道 (規格相当)</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり50,000円</p> <p>(イ) 森林作業道</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円</p>
-------	---

(注) 「略」

別表4 「略」

付表

上限事業費	<p><u>0.1</u> 体質強化</p> <p>1 路網の整備</p> <p>路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額</p> <p>(ア) 林業専用道 (規格相当)</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり50,000円</p> <p>(イ) 森林作業道</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円</p> <p><u>0.2</u> モデル事業</p> <p>1 路網の整備</p> <p>路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額</p> <p>(ア) 林業専用道 (規格相当)</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり50,000円</p> <p>(イ) 森林作業道</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円</p> <p><u>0.3</u> 成長産業化</p> <p>1 路網の整備</p> <p>路線ごとに設定した「定額助成の対象となる事業費」の上限額</p> <p>(ア) 林業専用道 (規格相当)</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり50,000円</p> <p>(イ) 森林作業道</p> <p>1 路線につき・・・・・・・・・・1メートル当たり4,000円</p>
-------	---

(注) 「略」

別表4 「略」

旧

別記

第1号様式1-1 「略」

第1号様式1-2

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
		(A)	(B)	(C)	
01 供給力・ 体質強化	円	円	円	円	
1 間伐材生産					
「略」					
2 路網の整備					
「略」					
3 造林					
「略」					
02 モデル事業					
「略」					
03 成長産業化					
「略」					
04 先進的造林技術推進事業					
「略」					
(総計)					

(注) 「略」

旧

別記

第1号様式1-1 「略」

第1号様式1-2

- 1 事業の目的
- 2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

事業区分 (メニュー)及び 事業種目	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金	市町村費	その他	
		(A)	(B)	(C)	
01 体質強化	円	円	円	円	
1 間伐材生産					
「略」					
2 路網の整備					
「略」					
3 造林					
「略」					
02 モデル事業					
「略」					
03 成長産業化					
「略」					
04 先進的造林技術推進事業					
「略」					
(総計)					

(注) 「略」

新

第1号様式1-3

(2) 事業計画

事業区分 (Aニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手	完成	
											年月日	年月日	
0-1 施設カニ 施設強化	1 間伐材生産	(計)					円	円	円	円			
	2 路網の整備	「略」											
	3 造林	「略」											
0-3 成長産業 化	「略」	「略」											
0-4 先進的造 林技術推進事業	「略」	「略」											
	「略」	「略」											

(注) 「略」

旧

第1号様式1-3

(2) 事業計画

事業区分 (Aニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手	完成	
											年月日	年月日	
0-1 施設強化	1 間伐材生産	(計)					円	円	円	円			
	2 路網の整備	「略」											
	3 造林	「略」											
0-3 成長産業 化	「略」	「略」											
0-4 先進的造 林技術推進事業	「略」	「略」											
	「略」	「略」											

(注) 「略」

新

第1号様式1-4 「略」

3 事業完成（予定）年月日

4 収支予算

(1) 収入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村負担金		
その他負担金		
計		

(2) 支出

区 分	予 算 額	備 考
計		

5 添付書類

- (1) 補助金の交付に関して市町村が定める要綱等（市町村が実施主体の場合のみ）
- (2) 施行箇所及び区域を記した図面（5万分の1及び5,000分の1の施業図）
- (3) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、別紙1を添付
- (4) 県税事務所が発行する納税証明書又は県税完納情報の提供に係る同意書（税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式）及び本人確認書類の写し（補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。補助事業者又は補助事業者の委任を受けた取扱機関が法人の場合は、法人代表者のマイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等。ただし、マイナンバーカードは表面のみコピー（裏面はマイナンバーの表示があるため、提出は不可とする。）、健康保険証の保険番号及び被保険者等記号・番号並びに運転免許証の運転免許番号及び顔写真は復元できない程度にマスキング処理を施す等すること。）
- (5) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書（別紙2又は別紙3）
ただし、補助事業の変更の場合は、（4）及び（5）を省略することができる。

別紙2号～別記第3号 「略」

旧

第1号様式1-4 「略」

3 事業完成（予定）年月日

4 収支予算

(1) 収入

区 分	予 算 額	備 考
県補助金		
市町村負担金		
その他負担金		
計		

(2) 支出

区 分	予 算 額	備 考
計		

5 添付書類

- (1) 補助金の交付に関して市町村が定める要綱等（市町村が実施主体の場合のみ）
- (2) 施行箇所及び区域を記した図面（5万分の1及び5,000分の1の施業図）
- (3) 補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、別紙1を添付
- (4) 県税事務所が発行する納税証明書
- (5) 税外未収金債務に係る誓約書兼同意書（別紙2又は別紙3）
ただし、補助事業の変更の場合は、（4）及び（5）を省略することができる。

別紙2号～別記第3号 「略」

新

別記

第4号様式1-1 「略」

第4号様式1-2

事業区分 (メニュー)及び 事業種目		区 分	事業実施主体	施行箇所 (路線名)	(令和 年 月 日現在)				進捗率 (B)/(A)
					計画		出来高		
					事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
0.1 供給力・体質強化	1 間伐材生産	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
	「略」								
	2 路網の整備								
	「略」 (計)								
3 造林	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」		
「略」 (計)									
0.2 モデル事業	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
「略」	「略」								
0.3 成長産業化	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
0.4 先進的造林技術推進事	「略」								
「略」 (総計)									

旧

別記

第4号様式1-1 「略」

第4号様式1-2

事業区分 (メニュー)及び 事業種目		区 分	事業実施主体	施行箇所 (路線名)	(令和 年 月 日現在)				進捗率 (B)/(A)
					計画		出来高		
					事業量	事業費 (A)	事業量	事業費 (B)	
0.1 体質強化	1 間伐材生産	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
	「略」								
	2 路網の整備								
	「略」 (計)								
3 造林	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」		
「略」 (計)									
0.2 モデル事業	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
「略」	「略」								
0.3 成長産業化	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	「略」	
0.4 先進的造林技術推進事	「略」								
「略」 (総計)									

新

別記

第5号様式1-1 「略」

第5号様式1-2

1 補助事業の成績

(1) 総括

区分 (メニュー及び 事業種目)	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01 供給力・ 体質強化	円	円	円	円	
1 間伐材生産					
「略」					
関連条件整備 「略」					
2 路網の整備					
「略」					
3 造林					
「略」					
02 モデル事業					
「略」					
03 成長産業化					
「略」					
04 先進的造林技術推進事業					
「略」					
(総計)					

(注) 「略」

旧

別記

第5号様式1-1 「略」

第5号様式1-2

1 補助事業の成績

(1) 総括

区分 (メニュー及び 事業種目)	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
		県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
01 体質強化	円	円	円	円	
1 間伐材生産					
「略」					
関連条件整備 「略」					
2 路網の整備					
「略」					
3 造林					
「略」					
02 モデル事業					
「略」					
03 成長産業化					
「略」					
04 先進的造林技術推進事業					
「略」					
(総計)					

(注) 「略」

新

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完成 年月日	
01 産地力・産地強 化	1 間伐材生産	「略」					円	円	円	円			
	2 路網の整備	「略」											
	3 造林	「略」											
03 成長産業化	「略」												
04 先進的造林技術 推進事業	「略」												

(注) 「略」

旧

(2) 事業実績

事業区分 (メニュー)	事業種目	事業実施 主体名	施 行 箇所名	区 分	構造規格 又は規模	事業量	事業費 ((A)+(B)+(C))	経費内訳			工 期		備考
								県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	着手 年月日	完成 年月日	
01 産地強 化	1 間伐材生産	「略」						円	円	円			
	2 路網の整備	「略」											
	3 造林	「略」											
03 成長産業化	「略」												
04 先進的造林技術 推進事業	「略」												

(注) 「略」

新

2 事業完成年月日

3 収支精算

(1) 収入 「略」

(2) 支出

区 分		予算額 (A)	精算額 (B)	差引き増減 (C)	備 考
01 供給力・体質強化	1 間伐材生産	円	円	円	
	「略」				
	2 路網の整備				
	「略」				
02 モデル事業	「略」				
03 成長産業化	「略」				
04 先進的造林	「略」				
計					

注 「略」

(3) 収支精算

区 分		県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 額 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 額 (返 還) 額
01 供給力・体質強化	1 間伐材生産						
	「略」						
	2 路網の整備						
	「略」						
02 モデル事業	「略」						
03 成長産業化	「略」						
04 先進的造林	「略」						
計							

注 「略」

4 添付書類
(1)～(4) 「略」

別記第6号様式 「略」

別記第7号様式 「略」

旧

2 事業完成年月日

3 収支精算

(1) 収入 「略」

(2) 支出

区 分		予算額 (A)	精算額 (B)	差引き増減 (C)	備 考
01 体質強化	1 間伐材生産	円	円	円	
	「略」				
	2 路網の整備				
	「略」				
02 モデル事業	「略」				
03 成長産業化	「略」				
04 先進的造林	「略」				
計					

注 「略」

(3) 収支精算

区 分		県補助金 交付決定額	精算事業費 総 額	県補助率	精 算 県 補助金額	既 受 額 県補助金額	差 引 き 県 補 助 金 未 受 額 (返 還) 額
01 体質強化	1 間伐材生産						
	「略」						
	2 路網の整備						
	「略」						
02 モデル事業	「略」						
03 成長産業化	「略」						
04 先進的造林	「略」						
計							

注 「略」

4 添付書類
(1)～(4) 「略」

別記第6号様式 「略」

別記第7号様式 「略」

新

別記

第8号様式1 「略」

第8号様式2

令和 年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区分	事業費	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0.1 供給力・体質強化	1 間伐材生産					
	「略」					
	2 路網の整備					
	「略」					
	3 造林					
	「略」					
0.2 モデル事業	「略」					
0.3 成長産業化	「略」					
0.4 先進的造林技	「略」					
	計					

注 「略」

第8号様式3 「略」

第8号様式4 「略」

旧

別記

第8号様式1 「略」

第8号様式2

令和 年度 事業変更計画書

1 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括

(上段：全体、中段：年度内、下段：繰越し)

区分	事業費	総事業費 (A)+(B)+(C)	負担区分			備考
			県補助金 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
0.1 体質強化	1 間伐材生産					
	「略」					
	2 路網の整備					
	「略」					
	3 造林					
	「略」					
0.2 モデル事業	「略」					
0.3 成長産業化	「略」					
0.4 先進的造林技	「略」					
	計					

注 「略」

第8号様式3 「略」

第8号様式4 「略」

新

第8号様式5
令和 年度 事業支出決算見込み書

区分	予算額			年度内支出決算見込額				翌年度繰越見込額				不要見込額					
	----	----	----	計	県補助金	自己負担金	その他	計	県補助金	自己負担金	----	計	県補助金	自己負担金	その他	計	
事業費 01 施設等・設備 新設	1 間伐材生産																
	「略」																
	2 路網の整備																
	「略」																
02 モデル事業																	
	「略」																
03 成長産業化																	
	「略」																
04 先進的造林 技術推進事業																	
	「略」																
合計																	

第8号様式6 「略」

旧

第8号様式5
令和 年度 事業支出決算見込み書

区分	予算額			年度内支出決算見込額				翌年度繰越見込額				不要見込額					
	----	----	----	計	県補助金	自己負担金	その他	計	県補助金	自己負担金	----	計	県補助金	自己負担金	その他	計	
事業費 01 施設等 修繕	1 間伐材生産																
	「略」																
	2 路網の整備																
	「略」																
02 モデル事業																	
	「略」																
03 成長産業化																	
	「略」																
04 先進的造林 技術推進事業																	
	「略」																
合計																	

第8号様式6 「略」

新

第9号様式 「略」
完了期日延期理由書 「略」
変更比較工定表 「略」
別紙1 「略」

別紙4
事業実施箇所別表

01 供給力・体質強化 1 間伐材生産

Table with columns: 事業実施主体, 番号, 森林の所在地 (市町村, 大字, 地番), 森林所有者, 森林の現況 (面積, 樹種, 林齢, 森林機能区分), 間伐材の流通 (搬出材種, A・B材, C材, D材), 備考. Includes a total row at the bottom.

01 供給力・体質強化 2 路網の整備 (単位: m, 円)

Table with columns: 事業実施主体, 事業種目, 路線名, 小, 全幅員, 開設延長(①), 単価(②±①), 事業費(実行経費)(②), 補助金の交付額, 備考. Includes a total row at the bottom.

01 供給力・体質強化 3 造林

Table with columns: 事業実施主体, 番号, 森林の所在地 (市町村, 大字, 地番), 森林所有者, 森林の現況 (面積, 樹種, 林齢), 植栽 (苗木, 地母の有無), 下刈り, 備考. Includes a total row at the bottom.

02 モデル事業 「略」
03 成長産業化 「略」
04 先進的造林技術 「略」

別紙5 「略」

旧

第9号様式 「略」
完了期日延期理由書 「略」
変更比較工定表 「略」
別紙1 「略」

別紙4
事業実施箇所別表

01 体質強化 1 間伐材生産

Table with columns: 事業実施主体, 番号, 森林の所在地 (市町村, 大字, 地番), 森林所有者, 森林の現況 (面積, 樹種, 林齢, 森林機能区分), 間伐材の流通 (搬出材種, A・B材, C材, D材), 備考. Includes a total row at the bottom.

01 体質強化 2 路網の整備 (単位: m, 円)

Table with columns: 事業実施主体, 事業種目, 路線名, 小, 全幅員, 開設延長(①), 単価(②±①), 事業費(実行経費)(②), 補助金の交付額, 備考. Includes a total row at the bottom.

01 体質強化 3 造林

Table with columns: 事業実施主体, 番号, 森林の所在地 (市町村, 大字, 地番), 森林所有者, 森林の現況 (面積, 樹種, 林齢), 植栽 (苗木, 地母の有無), 下刈り, 備考. Includes a total row at the bottom.

02 モデル事業 「略」
03 成長産業化 「略」
04 先進的造林技術 「略」

別紙5 「略」